

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 一
- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 二
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) (同) 四
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出 (四) 四
- 政治団体の届出事項の異動届 (四) 四
- 政治団体の解散届 (四) 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十四年分) (五) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) (六) 六
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (六) 六
- 人事委員会
- 人事委員会規則十一・二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 (六) 六
- 公安委員会
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 (七) 七

告 示

○宮城県告示第六百七十七号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
気仙沼市

二 調査を行った時期
平成二十二年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称
気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
気仙沼市蔵底の一部等八単位区域

五 認証年月日
平成二十五年七月十二日

○宮城県告示第六百七十八号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

| 番号 | 種類 | 図書類の名称 | 発行所 |
|----|------|--|--------------|
| 一 | 雑誌 | エキサイティングマックス!デラックス 特別 総集編 2013夏 67982150 | (株)ぶんか社 |
| 二 | 雑誌 | 週刊実話サ・タブー 8月10日号 2032718/10 | (株)日本ジャーナル出版 |
| 三 | 雑誌 | 禁断Lovers MAX vol. 2 0857817 | (株)ぶんか社 |
| 四 | 雑誌 | Petit Rose 2013 vol. 3 18328108 | (株)秋水社 |
| 五 | コミック | ユーフォリアジュース | (株)芳文社 |

| | | | |
|---|----|---|-----------|
| 六 | 雑誌 | 50526106 裏モノJAPAN 2013 8月号 01805108 | (株)鉄人社 |
| 七 | 書籍 | 図解アリエナイ理科ノ教科書II B 64178129 | (株)三オブックス |
| 八 | 書籍 | 図解アリエナイ理科ノ教科書改訂版 64177187 | (株)三オブックス |

二 指定理由

図書類の内容が、一から五までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、六から八までの図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 仙石病院 | 七 東松島市赤井字台五十三一 | 平成二十五年七月十七日 | 平成二十八年七月十六日 |

○宮城県告示第六百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害児通所支援の種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|-------------|----------------------------------|--------------|--------------|------------|
| ○四五〇五〇〇三九二一 | めぐみ・キッズハウス 気仙沼市本吉町猪の鼻百八十二番地の四 | 放課後等デイサービス | 特定非営利活動法人泉里会 | 平成二十五年六月一日 |

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 広報用インターネットシステム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十六年二月一日から平成三十一年一月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十五年八月二十日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十五年七月三十一日(水)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年八月二十日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年九月三日(火)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月四日(水) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 3, 2013, 5:00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of Internet system for public relations - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 4, 2013, 10:00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年七月十九日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 免許用汎用コンピュータ等賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年七月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 九億二千八百八十二万七千九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年五月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 電子署名生成装置賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年七月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 四千四百二十六万三千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年五月二十四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

- (一) 政党の支部
 - (イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体 の名称 | 代表者 の氏名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所 の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|------------|--------------|---------------------|-----------------|
| 日本維新の会 宮城県総支部 | 中野 正志 | 島山 昌樹 | 仙台市宮城野区鉄砲町二 四五―三 | 平成二十五年 六月十一日 |
 - (ロ) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

| (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 代表者 の氏名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所 の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------------|------------|--------------|----------------|------------------|
| 政治団体の名称 | | | | |
| 自民党大郷町支部 | 郷右近憲二郎 | 石垣 正博 | 黒川郡大郷町土橋字北町二―三 | 平成二十五年 六月二十八日 |
| 宮城県中小企業政策 推進協議会 | 山野 國廣 | 高橋 幸夫 | 仙台市泉区加茂三―一四―一四 | 平成二十五年 六月六日 |

○宮選管告示第八十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|--------------|------------------------------|---|-----------------|------------|
| 民主党宮城県第2区総支部 | 代表者 岡崎トミ子 氏名 | | 今野 東吾 | 平成二十五年六月五日 |
| 民主党宮城県第4区総支部 | 主たる事務 多賀城市高崎三一一 所の所在地 二一五 | | 大崎市古川駅前大通四丁目四一八 | 平成二十五年六月七日 |

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|------------------|----------------------------------|---|-----------------|--------------|
| いのち・緑・平和を守るみんなの会 | 代表者 三戸部尚一 氏名 | | 木村 恵保 | 平成二十五年六月二十五日 |
| 幸福実現党仙台東後援会 | 主たる事務 仙台市若林区土樋二 所の所在地 三六 | | 仙台市青葉区山手町九一一 | 平成二十五年六月十日 |
| 斎藤よしはる後援会 | 代表者 安藤 和枝 氏名 | | 長谷部俊治 | |
| 仙台みどりと風の会 | 主たる事務 亘理郡山元町山寺字 所の所在地 町下一九九一〇 | | 亘理郡山元町坂元字二又一九一五 | 平成二十五年六月二十一日 |
| 中野正志後援会 | 主たる事務 仙台市若林区新寺一 所の所在地 一四一三一 | | 仙台市太白区長町六一一三一八 | 平成二十五年六月十七日 |
| ほりうち周光後援会 | 主たる事務 仙台市宮城野区鉄砲 所の所在地 町二四五一三 | | 仙台市泉区南光台東一〇二二二六 | 平成二十五年六月三日 |
| 宮城県柔道整復師連盟 | 代表者 櫻田 裕 氏名 | | 豊嶋 良一 | 平成二十五年六月七日 |
| | 会計責任者 渡辺 利康 の氏名 | | 佐藤 勝一 | |

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------|--------|--------------|
| さくら連絡橋を考える会 | 柴田 民雄 | 平成二十五年六月二日 |
| 三陸ひので会 | 佐藤 亮輔 | 平成二十五年五月三十一日 |
| しんかい貢一後援会 | 遠藤 秀昭 | 平成二十五年五月二十三日 |

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 三陸ひので会 | 報告年月日 25. 2. 21 (25. 5. 31解散) |
| 1 収入総額 | 3,820,739 |
| 前年繰越額 | 3,820,155 |
| 本年収入額 | 584 |
| 2 支出総額 | 267,068 |
| 3 本年収入の内訳 | |
| その他の収入 | 584 |
| 一件十万円未満のもの | 584 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 267,068 |
| 組織活動費 | 267,068 |
| しんかい貢一後援会 | |
| 報告年月日 25. 4. 18 (25. 5. 23解散) | |
| 1 収入総額 | 100 |
| 前年繰越額 | 100 |
| 2 支出総額 | 0 |

○宮選管告示第九十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

さくら連絡橋を考える会

報告年月日 25. 6. 5 (25. 6. 2解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

三陸ひので会

報告年月日 25. 6. 12 (25. 5. 31解散)

1 収入総額 3,554,090

前年繰越額 3,553,671

本年収入額 419

2 支出総額 3,554,090

3 本年収入の内訳

その他の収入 419

一件十万円未満のもの 419

4 支出の内訳

経常経費 80,300

備品・消耗品費 80,300

政治活動費 3,473,790

組織活動費 307,395

寄附・交付金 3,166,395

しんかい貢一後援会

報告年月日 25. 5. 23 (25. 5. 23解散)

1 収入総額 100

前年繰越額 100

2 支出総額 100

3 支出の内訳

経常経費 100

備品・消耗品費 100

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年七月十九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

| 資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|----------------------|---------|-----------|------------|----------|----------|
| 堀内 周光 | 宮城県議会議員 | ほりうち周光後援会 | 主たる事務所の所在地 | 仙台市宮城野区日 | 仙台市宮城野区田 |
| | | | | の | の出町一 |
| | | | | 一 | 二 |
| | | | | 子三 | 四 |
| | | | | 一 | 一七 |

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

宮城県人事委員会
 委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一―二―五十九

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中「室長 参事 副参事」を「室長 参事 副参事 参与」に、「行政改革係長」を「政策・調整係長」に改め、同表栗原市の項中

| | | | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|-------------|---|-----|
| 「 | 保 育 所 所 長 | 」 | を | 「 | 保 育 所 所 長 | 」 | に 次 |
| | | | | | フ ァ ミ リ ー | | |
| | | | | | ホ ー ム ひ だ り | | |
| | | | | | 施 設 長 | | |

ら。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第99号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成25年 7月19日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 資格審査の種類、期日及び場所

| 資 格 審 査 の 種 類 | 資格審査の期日 | 資格審査の場所 |
|---|---------------|-----------------|
| 新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員としての資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成24年、25年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者 | 平成25年 8月21日から | 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 |
| 自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者 | 平成25年10月31日まで | 宮城県運転免許センター |

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成25年 7月19日（金）から平成25年 8月20日（火）までの午前 8時30分から午後 5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成25年 7月19日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221・222）